

令和2年度 第4回 市民福祉総合政策学識者会議 議事録

日時：令和2年11月9日（月）10時から12時まで

場所：小田南生涯学習プラザ 大会議室1

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第4回市民福祉総合政策学識者会議を始めたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局から本日の配付資料の確認と委員の出欠状況のご報告をさせていただきます。

＜事務局より配付資料の確認＞

（事務局）

それでは、議事進行については松原座長をお願いします。

（座長）

今回は、次第にあります通り、重層的支援体制整備事業の「地域づくり支援事業」、そして、「地域と行政をつなぐネットワーク」について、どのような点に着目、留意等する必要があるのか、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

本日の会議の進め方としては、前回、尼崎市の体制と類似し、参考になる先進自治体として、愛知県豊田市が挙げられましたので、まず事務局で豊田市から聞き取りした課題や尼崎市との類似点、異なる点の報告を行い、委員の皆様からご質問、ご意見を頂きたいと思います。

その後、尼崎市の関連事業の状況について説明を受けた後で、皆様から再度ご意見をお伺いする、という形で進めたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

重層的支援体制整備事業では「Ⅰ相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の各事業の一体的な構築・実施が求められています。

今回は、その中で「Ⅲ地域づくりに向けた支援」について、現状の尼崎の取組をさらに進めるために、着目、留意等していかなければならない点について、ご意見をお聞かせいただきたいと考えております。

前回、目指すべき先行事例としてご紹介いただきました愛知県豊田市の取組内容における課題、また本市の取組との類似点、相違点をご説明させていただきます。

＜資料1について事務局から説明＞

（座長）

まず資料1の最初のところですが、令和2年度～というところが豊田の現状で、右側に尼崎市の体制ということですね。

少し気になったのが、尼崎市のところで「社協支部5名（専門員2名を含む）」と書かれているのですが、それ以外に保健福祉の相談窓口というのが抜けているのではないのかなと。あった方がよいのではないかと思います。各支部に保健福祉の相談窓口というのがあり、実際は相談窓口であるべきなのでしょうが、申請中心となっています。それが3名おり、尼崎市には6支部ありますが、そのうちの2か所（小田・中央）は窓口が支所と分かれています。窓口の人達は福祉の専門性を持った人たちではありません。嘱託やOBの方であったりします。申請に100種類くらい、且つ組み合わせだと300種類くらいあると思うのですが、それに長けている職員のOBの方はいらっしゃいますが、そんな体制になっていることがここに書かれておりませんので追加しておきたいと思います。

（事務局）

資料1の所ですが、説明が漏れていまして、豊田市の福祉総合相談課の方は高齢、障害の一体的な相談を受けており、虐待対応等もしているのですが、尼崎市は本庁に基幹型の包括支援センター機能がありますので、高齢者の虐待対応等に関しては基本的に本庁で対応しているという

ころが、前回の会議でもご指摘がありましたが、南北保健福祉センターにその機能がないのが、少し弱いところなのかなと思っております。

(座長)

では、他の委員の皆様からご意見やご質問を聞いていきたいと思えます。

まずは、松澤委員からどうぞ。

(委員)

他市の様子が紹介できたのであろうと思うのですが、僕が知れた情報の中ではという意味が1点です。

それから、今日いただいた資料1で、豊田の事例を見てみる必要があるのではないかと考えた理由は、2枚目の裏のチャートで見ていただいたらと思うのですが、要は、体制としては考えている方向性は同じなので、今ある行政資源と、地域資源と、社協などの活動資源をどう組み合わせるかという事に関わりはないと思うんです。ですから、構図はこういう形でどこが作っても出てくるが、では、どこが核になっているか、それぞれの役割はどうか、相互の何らかの連携についてのルールや決め事があるかどうか、というようなことが重要だと。それが豊田の場合だと、この体制だと上手くいっているかもしれないなと思例にあげた。この2つがポイントだったんです。だから、豊田がどうかというのは正誤を含めていじっても仕方がないので、そういう視点でシステムとしてどうかというのを見ていただいて、何か学ぶ点があるかなと。あるいは、尼崎の場合はどうしたらいいかという話に持って行っていただければ、少しはお役に立つのではないかなと。その程度なんですけど。

(座長)

そういう意味では、今お話しされたところで、学ぶべき事や、あるいは尼崎で積極的に検討するべき事というのはどこら辺になってくるのでしょうか。これはまた次の議題にもなるのですが、

(委員)

特に今の同じ図でいう右側の「多機関協働の課題」ではないかなと思えます。

ただ、尼崎と豊田の最大の違いが財政能力で、もう1つの違いは、町村合併で、いわゆるコアの従来の豊田市とその周辺の農村部がかなり合併しましたので、地域事情は先程ご説明いただいたように、かなり違うという点は尼崎との違いとは大きいかなと思えます。

僕は「多機関協働の課題」のところ、1つは1番下を書いてある福祉総合相談課というものの中身がどんなものかをもう少し詳しく知りたいなと思ったので、今日説明を受けてもう1つなのかなという気もするんですけど。

ここを見ていただくと、行政がかなりイニシアチブをとるといえるか、真ん中にいて調整をしていくという考え方がはっきりしているということ。それから、中層域の2つの右左ですが、これは専門と地域活動という左右分けを簡単に映して、それがどう連携していくのかという時に、尼崎でも実際に行われているのですが、それを包括や社会福祉法人、社会福祉協議会等を中心にした活動が支え合いの地域づくり等である一方で、個別支援とここに書いてある内容は、今言った中で言うと、社会福祉法人や社協と関係があるのですが、その整理があまり出来ていない為、どうなっているのかがまだ混沌としている。混在していて、混乱はしていないが役割の整理はできていないということも課題があるのではないかなというものはあるので、その辺を見ていってはどうかと思えます。

(座長)

ありがとうございます。荻田委員いかがでしょうか。

(委員)

県内でも地域福祉の推進という意味でいくと、従来から地域づくりや住民福祉活動等、そっちの住民に身近なエリアで住民が力を合わせるような組織づくりや場づくりというところは進んでいるのですが、今見ている絵のような相談個別支援のところのエリア設定が、包括や障害で資源の差があるので、なかなかエリアが揃わないというのが多いかなと思えます。

ようやく、西宮でも包括と障害のエリアと地域づくりのエリアを合わせようかという動きはあるのですが、そこに、地域によって、特に障害は資源が限られているということもありますし、

まして子どもの分野についていくと、エリアを合わせていくというのがなかなか難しいので、そこを尼崎でどうなのかというところのすり合わせが必要だなと思ったのが1つ。

あとは単なる感想なのですが、興味深いなと思ったのが多機関協働の課題のところ、旗振り、コーディネート役をどこがするのかといった時に、ここでは多機関協働の担当課が声を掛けるものの、対応困難事例についてはどこも手を出さずに、溜まっていつている現状があるというのは、これは多分どこの自治体でも起こりうることで、権限を含めてどんな風に設計するのかという所は、非常に悩ましいなと思いつながら見させていただきました。

(座長)

権限もそうですし、この担当課がこの事業をするというペアになっているので、よそがなかなかそれにお金がついてない、権限もない、となると、協力はするが実際の役割を果たすところまでは絶対いかないですよね。そういう意味では、企業がよくやっているマトリクス化というもので、例えば製造部門のエンジニアたちが販売、お客様に説明をしたり実際に売り込みにいく、逆に販売促進のパートがマーケティングをするだけでなく、かなり専門的な知識や客からのクレームなんかを聞いて製造部門にそれをフィードバックしていくというようなことで、そこら辺の相互乗り入れというか、むしろそんな風にフラット化してマトリクス化しなければ大企業も成り立たないと。例えば車などもそうですが、車の半分の値段はコンピューター系ですから、今までのエンジンだけではなく、コンピューターの部門と動力の部分をどのように組み合わせていくかというような話で、製造部門だけでもかなり相互乗り入れしなければならないということで、フラット化をここ2~30年図ってきたわけですよ。

ただ、そのような製品に結びつくことでメーカーなんかはやってきたが、今度はサービスで結びつく、とりわけ情報を入れたサービスで結びつくというのを企業でもやりだしたわけですが、なかなか役所はそこまでサービスの中でマトリクス化を図るという事はなくて、せいぜい組織内の再編はやるが、県などを見てもそうですが、仕事のやり方というのが、そうすると合同のジョイントファイナンスというような形で、例えばこの部署は6割、この部署は4割お金を出すというような、合同ジョイントベンチャー、ジョイントファイナンスというような形を役所内でしなければ、多分会議だけ増えて、先程他の委員が仰ったような中核機能、あるいは旗振り、コーディネートというところが豊田もネックになっているという話を聞き取ってくださったみたいなので、どこにでもある古くて新しい、とりわけ役所にとっては古い問題ですが、こういう絵面を国は出してくるが、そういう事に関する工夫などが出てこない。従来の役所の機構や権限、情報、どんな風にそれを克服していき、新しい体制にできるかという、この図式に至るまでの工程がなかなか見えない。それも各自自治体で考えろということかな。実はこれは行政改革なんですよ。

少し長くなってしまいましたが、皆様から何かございませんか。

(委員)

先程委員が仰られたように、多機関協働の課題のルールというのが一番ポイントになってくると思います。

ルールを作る前にはかなりのシュミレーションワークが必要になってきて、こんな実例が出たのでこんな風に動きましたということを中心に時間をかけてしなければならないのかなと。

あと、実際に人が絡んでくるので、ルールの中でもコンプライアンスがかなり重視されてきて、実際にこの動きの場合こういった問題が出てくるというようなことをしっかりやって作っていかなければならないのではないのかなというの1点。

2点目は、旗振り役ももちろん重要なのですが、評価、特に多機関連携の場合は外から見えないため、どんな風に事例がうまくいつているっていう効果測定もどういった形でやっていかれるのかというのが1つのポイントになってくるので、内部で評価されても良いと思うのですが、外部評価的なことを少し最初だけでも入れないと、実際の動きというのがなかなか難しくなってくるのではないのかなと。

3点目は質問なのですが、豊田市の市民への周知ですね。総合窓口である程度のことをしているというのは、市民全体に周知されているのか、もしくはインテークを経てこの人が複雑だなという事になってきてから、こういった形で多機関連携をしますというみたいになっているのかを教

えていただきたいなと思います。

(事務局)

豊田市の市民への周知についてですが、今年度の初めに市報等を使って福祉の相談窓口として大々的に掲げたと担当者が言っていました。元々支所で相談を聞くという事は、生活困窮の窓口があったので、市民の方もある程度理解をされているところからのスタートだったようですが、あえてもう少し大きな看板を掲げるという事では市民に周知はされています。

それに関しての追加のご説明ですが、多機関協働事業というものを福祉総合相談課と社協の支部にいる専門員さんが多機関協働事業者にも共同でなっておられるので、支所で相談を聞く中で、複合的な問題があった場合には地域振興部の職員と社協の職員と一緒に紐解きをしているという風に聞いております。以上です。

(委員)

ありがとうございました。

やはりこのスローガンといいますか、市民への周知が一番大切になってくると思います。大阪府の場合はワンストップという形で社協さんは出されましたが、逆に大きすぎてわかりにくいという批判もあって、そこら辺も始められるときに周知の中でしっかり市民の方に説明が必要になってくるかなと思いました。

(座長)

先程コンプライアンスが問題になると仰っていましたが、具体的には。

(委員)

例えばその部署と管轄外の事例もどんどんしていく形になりますので、守秘義務もそうですが、他の部署に行く時に、本人さんも含め、個人情報も含めたデリケートな問題が絡んでくるので、どういった形で情報の共有と情報を守っていくが必要になってくるのかなという。

特に情報の共有が協働の時にネックになるような気がしますので、どこまで他部署にこの情報を言っているのかという辺りもある程度ポイントになってくるのかなと。

(座長)

情報の条例に抵触するかというところもありますよね。

(事務局)

少し補足なのですが、先程の広報なんですけど、令和2年度に向けて福祉相談窓口の拡充、新規事業の拡充事業ということで、豊田市さんは2億ほど予算を積んでいます。基本的にこの社協の職員を1人各支所に増やしているという形になります。

あと、先ほどの情報の話ですが、いわゆる社協さんが生活困窮の自立相談支援機関を受託しているという関係もありまして、個別の情報に関してはスムーズにやり取りが出来るのかなと。それが本市とは状況が違う部分なのかなと考えています。

先程、委員が仰ったように、予算規模、収入規模が全然違っていて、200億ほど向こうの方が市民税が多いと。一方で、民生費なんかの義務的経費でいいますと、400億ほど向こうの方が少ないと。うちは1000億で向こうは600億ほどなので、入ってくるお金は多いがでていくお金が少ないといった形で、財政基盤が全然違うので、同じことが出来るかとなるとかなり厳しいかなと思っています。

(座長)

他の委員、豊田市に関して何かご意見はございますか。

(委員)

1つは質問というか感想なのですが、今ずっと話題に出ていた多機関連携について、1枚目の裏の図と2枚目の裏の図をみていくと、行政の中での連携やどういう流れでやろうとしているかというのは伝わってきたのですが、2枚目裏の右側に「支え合いの地域づくり」という事で、多機関連携で民間の機関と公がどのように連携をしていくのかという所が、その辺のルールなどが難しいのかな、どういう風になっているのかなというような感想を持ちました。

先程、他の委員からもあったのですが、私も今大阪市の児童福祉の分野で新しい仕組みづくりを考えているところで、ぶつかったのが、民間に色々なことを事業委託していく時に、要対協だ

と法律で守秘義務がかかっているのが良いが、そうではないジャンルで民間機関に行政がやるべき子ども家庭福祉の相談業務を委託する時に、いちいち審査にかける、大阪市の場合はこの情報を提供しても良いかという審査にかけるということになるとすごく煩雑になるので、その辺のルール作りを考えていかなければならないなというところがあって。行政がワンストップの窓口で振っていくと。大阪市は政令指定都市だが、4つのエリアに分けてこういうものを作ろうかとやっているが、しかも4つのエリアに分けてもエリアをまたいでやらなければならない時もあるので、結局は全区で全機関で民間にそんなに情報を流して良いのかという事で壁にぶつかっているような状況なので、そのルール作りが大事なかなというのが1つ。

2つ目が、最後の尼崎との比較の表に、児童関係の比較が全然ないなと思いました。例えば、児童世帯はどれくらいだろうとか、不登校や引きこもりの比較や、母子世帯、1人親世帯がどれくらい違って、というところも載せて比較をしていくと、どこが参考になり、どこが参考にならない、違いすぎるといえるのか分かりやすいのかなと思いました。以上です。

(座長)

大阪市もやはり、民間への委託などは増えているという事でしょうか。

(委員)

そうですね。子ども家庭の里親支援の部分はどんどん民間に出していく。行政とか児相が大変なので、民間の事業に出していくという事を、大阪市は昔から色々な事業を少しずつ委託していて。個人情報はどうするのかというところですね。

(座長)

大阪府の民間移管はどんどん進んでいるが、その時の情報の扱いを公的機関のものを扱っているという風に準ずると考える時に、審査やチェックをしなければならない。だとすると、迅速性や実質の権限はどこがあるのかみたいな話になりますよね。

(委員)

そうなんです。しかも、一回委託した民間機関がずっとするわけではなくて、大阪市の場合も毎年か何年かに一度、プロポーザルで入札をして、Aの民間機関にやっていたが、次はBが、となると、AからBへも情報を移さないと次が上手くできない。その辺のルール作りが大変かなと思います。

(座長)

ありがとうございました。それでは、かなり我が市の話もできてきましたが、もう少し我が市について状況がどうなっているのかをご説明いただきたいと思います。

(事務局)

<資料2、3、4、5について事務局より説明>

(事務局)

続きまして、地域福祉計画に位置付けられた地域福祉推進協議会と地域福祉ネットワーク会議について説明をさせていただきます。

<資料6について事務局より説明>

(座長)

ありがとうございました。市の現況についてのご説明がありましたが、皆様からのご意見やご質問ありますでしょうか。

(委員)

2点ほどご質問させていただきたいのですが、1つは地域振興でつけられている地域の行政の担当職員さんと、社協の専門員、それから子育てコミュニティーワーカーといった、いわゆる地域づくりを応援する、支援する立場の方々の中で、こういった共有の場が今現在仕組みとしてあるのかどうかというのが1点。

2点目が、今、資料6のところ、それぞれの地区ごとの推進協で協議してほしい、うちの地区だけで解決するのは難しいから全体で考えてほしい、というような地域福祉推進協議会で協議検討を希望する内容というのが列挙されているのですが、これは基本的には推進協議会のほうに吸い上げられて、それがまた各地区にフィードバックされているという理解で良かったでしょうか。

以上の2点です。

(事務局)

1点目に頂いております共有する場につきましては、地域福祉ネットワーク会議の中でコアメンバー会議以外に全体会というものもしており、そちらで必要な内容につきましては、関係機関をお呼びして情報の共有を図るという事しております。

2点目の地域福祉推進協議会で協議を検討する内容につきましては、地域福祉推進協議会でも、ネットワーク会議で話し合われている内容はもう少し具体的に共有する必要があるのではないかとのご意見をいただいておりますので、次回以降その辺りは検討していこうと思っております。

(事務局)

補足ですが、この地域福祉ネットワーク会議は、6地区ごとにかなり頻度や構成メンバーも違い、そういった意味で、まだ十分地域課との連携が進んでいるのかということ非常に難しいのかなという事と、子育てコミュニティーワーカーが2名というところがあるので、そこが入っているかということ、実際には入っていないで、それぞれ随時なにか課題があれば子育てコミュニティーワーカーさんが支部社協に相談をしたり、地域の中でそういった話し合いの場があった際に参加するような形になっているという事で、これも1つ課題なのかなと考えております。

地域づくりに関する職員が一同に介して、情報共有する場を定例的に持っていないというのも一つの課題なのかなと考えております。

それと、地域福祉ネットワーク会議の内容についても、色々こういったところが出てきております。先程申し上げたように、地域福祉推進協議会にその問題を十分吸い上げて出来ているかというとなかなか出来ていない部分がありますが、昨年度、地域福祉推進協議会の中に地域福祉活動方策検討チームと、個別の事例検討チームの2つを作りまして、その中で出てきた意見というものを具体的な解決に結び付けていくという仕組みを作っております。当然、個別事例の中に引きこもりや複合的な課題というところで、昨年度、学識者会議のメンバーにも入っていただいて、当然このメンバーの中には社協さんも入っていただいて検討を進めておりますが、まだ十分そこも機能できているかということ、これからもう少しブラッシュアップしていかなければならないと考えております。以上です。

(委員)

地域活動専門員さんがすごく活動をしっかりされていて、内容もそうなんですけど、かなり範囲のも増えてきているのかなというのが1つあります。これだけ成長されたら、逆に言うと壁にあたっているような問題、もしくはこれは自分たちの相談範囲ではないのではないか、これは相談範囲に入っているのではないかと、とか、才力の問題などもそろそろ出だしているのではないかと思います。これは質問ではないのですが、地域活動専門員さんが今まではどちらかということ活動をこれだけ頑張ってきたというのがあると思うのですが、課題として何か残されている事であるとか、そういう問題が少し整理されてくると、先程の多機関協働と無理やりリンクしてはなんですけど、そこら辺の一つの回答になってくるような事例もでてくるのではないかなと。

それからもう一件、子育てコミュニティーワーカーさん、これもすごく色々な事をされていて役割を期待していきませんが、やはり2人という形でかなり限界があると思うので、本当は対応したいが課題として残しているようなことをどんどんボトムアップしていただければ、この地域福祉計画の全体的に底上げになってくるといいますか、地域に置かれた問題というのが明確になってくるのではないかなと思います。された事だけではなくて、出来ていないとか、もしくはこれはやるべきかどうかということも少し出して頂ければと思います。

うちの学校でも地域相談をしているのですが、ゴミ屋敷の問題は地域がすごく力をいれてばつとされているのですが、夜中に大声を出す人が絡んでくるというようなことは警察みたいなことで整理しているのです。地域にとれば、ゴミ屋敷の問題と夜中に大声を出す人とどう違うのかという形があると思いますので、少しそこら辺の地域の課題というものも整理していてもいいのではないかなと。

成長段階でかなり活動専門員さんが成長されているので、少し整理していく段階にきているのではないかなと思いました。以上です。

(座長)

冒頭の質問ですが、やはり専門員も、例えば資料3のはじめに書いていますが、個別相談、個別支援だけではなくまちづくりや防災の分野、あるいは貸付、その現場で生活困窮に至る前の、今尼崎で40数億円という貸付もやっておりますので、今本当に社協の仕事は多岐にわたっている。それでまずは断らないということを目指している、ますます増えると。それでいて、まちづくりや防災といった時に、お互いの守備範囲、お互いの協働すべき部分という所らへんの、共有する理解がまだまだ出来ていなかったり、その時の地域のセンターの所長との色合いもだいぶ違うので、そういう意味では先程委員が仰ったように、なかなかルールがないというのが現状かと思えます。

子育てコミュニティワーカー2人は、資格か何かをお持ちなのでしょうか。

(事務局)

お2人は社会福祉士の資格をお持ちになっています。

(委員)

身分は？

(事務局)

身分は会計年度任用職員で、週4日30時間勤務となっております。

(座長)

どこの自治体もそうですが、何か新しい問題が出てくると、対象者や対象事案ごとに何か始める。どうしても世論や議会の圧力もあるしで、そうすると継ぎ足しになって、どうやって連携すれば良いのかというところで、情報の共有、お金の配置、権限、どんどん新しく問題が出てくるが、それを総合的にデザインすることがないままに、どんどんスクラップアンドビルドの時もあるし、どんどん足していき、お金がないから足すときにも囑託の方。となると、権限と情報をその人がどこまで持てるのかという話になり、結構イタチごっこで、根本的にそういう種類の行政改革がないままに、どんどん仕事はせざるを得ない、増やさざるを得ない。といって、連携できるルールやそんなものがないままにどんどんやっていくという。ある種の負のサイクルをどの自治体もやっているというので、根本的な解決策のデザインをしかねているのが、そもそもこの会議の設置と言いますか、横繋ぎをどうするかということだったのですが、なかなか根本的な問題、根源的な問題、行政の在り方行政の仕事の仕方の在り方の問題ということにもなるので、しかし横繋ぎや縦割りを排除したいというのは市長のご意向ですので、この会議から提言出来ることはいくつか提言していきたいと思えます。

(委員)

今の子育てコミュニティワーカーの資料5について、先程のご説明でもよく分かったのですが、今のお話に出た通り行政では手が届かないところに、民間やこういったCSWが、というところだとは思うのです。それでヤングケアラー支援や、スクールソーシャルワーカー、いくしあなどにも、個別ケース担当に繋ぐという口頭での説明では分かりやすかったのですが、それはこの図の中には出てこない、せつかく素晴らしいことをやっている、もう少し見てわかりやすい図にしたら良いなど。

もう一つが、第三の居場所、サードプレイス作りに力を入れているという事があったのですが、優先順位と役割分担が大事だなと思っていて、やはり第一の居場所が一番大事なんですよ。なので家庭支援が一番大事で、次に第二の居場所である子どもが通う学校や園の機能強化みたいなところがあって、セーフティーネットといいますか、次に第三の居場所なので、その辺の第一の居場所がまずあって、第二、第三、という優先順位をしっかりと持つという事と、なので行政の関与も当然強弱のアクセントになっていく。

だから、虐待などの第一の居場所をしっかりと守るという事は行政が中心になっていて、第二のところはもう少し学校や園との連携やネットワークを使っていき、それでも何ともならない所は民間の力などを借りるといったような、三層構造のようなものが図になって分かって、子育てCSWの役割や、どこを担っていて、どのように補完しているのが分かるかと思えました。

(座長)

ありがとうございます。今の説明で何かありましたらどうぞ。

(委員)

今のテーマは重層的支援体制整備事業関連で、実際に今実働している部隊がどこにあってどのような機能を果たしているかというお話だと思うのですが。

二層協議体というと、この中ではどこにあるのでしょうか。

(事務局)

この中で言うと、資料6と資料6の別紙ですね。

(委員)

僕が今見ているのは、資料6の追加配布資料の図なのですが、今言われた方を見たほうが良いのでしょうか。

(事務局)

今仰ったのは地域福祉推進協議会、これが第一層なのですが、この下にいわゆる日常生活圏域、6地区ごとにそれぞれやっている、そんな図になり、それが見えるのは資料6の裏面です。

(委員)

今質問した主旨は、今日のご説明で尼崎市が今一体地域や市民生活の関わりでどのような体制が取られているか、システムがあるかということが分かったのですが、いわばサプリメントにも効能が必要なように、効能がどの程度あるのというところですね。

例えば、地域福祉推進協議会をネタにさせていただくと、一層協議体なのでそんなに頻繁に開かれない。地域で課題に挙げたものの内から整理をされて、大きく政策に反映したり、あるいは全体で大局的に考えないといけないのは何かというのを協議するのがここだと思うのですが、実際の個別ケースに対してどう対応するかという話は、6地区の協議体でやらなければいけなくて、そのコアが社協と包括だということですよ。じゃあ今6地区で実働している個別ケースや地域課題を具体的に掌握していて、解決していく為の手立てについて、自らやる場合、色々な人と相談する場合、あるいは誰かに投げかけたり訴えかけたりする人というのは誰なのか、どうしているの、という話になるわけです。それがそれぞれの分野で少しずつ準備されているんだが、それは本当に全体の地域をフォローしているのかとなると、まだ少し課題が多いのではないのかなど。そこをどうするかという話が、今年度でこの会議がやるべき最も重要な課題ではないかと思っていて、地域で実際に課題を掌握してニーズをくみ取っているワーカー達と、その所属する専門機関、あるいは関係する専門機関、専門職の人達が、どう合議をするか、ルールをどう作るか、それによってどんな効果があるのか、そういう整理をしていかなければいつまで経ってもこの話は尽きない。同じことの繰り返しになる。少しずつらせん状に発展していくんでしょうが、なかなか即応性やタイミングが合っていないなという事があるので、そこをどうしていくかだと思う。

(座長)

今仰ったことで具体的な処方箋で何か提案があれば良いなど。それが次の次第の(2)になると思いますので、今日の皆さんの具体的な提案ということで議事を進めたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料7について事務局より説明>

(座長)

ありがとうございました。課題はたくさん挙げられているが、本市の根源的な問題は何になるのか。例えば、地域協働と福祉サイドの役割の明確化、協働の話、福祉サイドでも、子どもとそれ以外という話、それから地域協働の中でも地域づくりと学習が入っているが、学習と地域づくりがどんな風にリンクしているのか。

ここでの話じゃないかもしれないが、いくつか齟齬というか。もう一つは南北に二つに分けている反面、支所もあるという、地域割りのエリア設定の話など、全市1本の話もあれば、もう一方では地域協働の方は小学校区という事で、どんな風にエリア設定を考えていくのかとか、なかなか

か難しい問題が、尼崎市特有の難しさが沢山あると思うが、何が根源的な問題なのか、特に行政の方々にこれではないかと教えてもらえませんか。

(事務局)

それぞれ個別の課題はもちろん大事ですが、例えば今回の社会福祉法の改正然り、その以前に尼崎市としては同様の趣旨というか、同様の目的意識をもって、地域振興体制の再構築をやってきたという風に、大きな課題認識みたいなものは社会福祉条例がどんどん伸びる中地域で支え合っていく、そういう社会を実現していかなければならないという大きな課題認識はしているのですが、それを実現していく為の手法として、何か机上で肩書きがどんどん出来ていって、課題を十分に見つめることなく、その箱に合わせた体制を作っていこうとこれまで進めてきていたような気がします。

ですから、もっと立ち返って、今日も議論にありましたが、何が課題で、その課題を解決するためにどんな事をしていかなければならないのか、これが出来るためにはどんな体制が必要になるのかという事を、もう一度立ち返って下の方から積み上げていく必要があるのではないのかなと思います。これをする事で、何の課題が解決して、現場ではどんな課題があるのかが、あまり皆見えていないのではないかなという気が実はしてまして、その辺の話をもっと踏み込んで出来たらなと思っております。

(座長)

それは庁内の積み重ねとか、庁内で実際にどういう齟齬があって難しい差があるのか、そこら辺をもう少し素案の中で答えてもらった上でここに出してもらった方が、僕らは日常的にそういった仕事に関わっているわけではないので、仕事のしやすさ、しにくさ、あるいはここら辺は市民のためになっていないのではないかな、もっとこうすれば効率的に組織は動くのではないかな、行政の内外ですが、その辺りの案があればありがたいです。

それでは、局長からお願いします。

(事務局)

エリアの問題は課題のように見えがちですが、これは市の成り立ちとの関係もあり、なかなか6地区体制は変えにくいというものがあります。むしろこれを強みに変えていく事も出来る、その為にはこれまでの意見でもありますが、南北保健福祉センターを中心にし、南北では公的扶助、生活困窮、障害支援もあるということで、高齢者の分野が欠けていると、それと子どもとの連携がもう少し必要かなという事で、そこを補う事によって、このエリアの違い、12包括との違い等もあるのですが、解決していけるのではないのかなと思っております。

言にくいのは、コミュニティの分野と福祉の分野の連携、地域担当職員を置いたのですが、実際にはまだ就いたばかりで十分な連携をする仕組みもルールもなく、何をしていくのかというミッションとグリップが明確ではない所があるのかなと。

それは向こう側の責任というよりも、我々がどんな風にコミットして、友好して一緒にやっていくかという事を、事例を通じて、そしていつの間にかそれをルール化していくような、それを紙に落とし込んで、人が変わっても続けていけるような、そういうものに消化していくような作業と方針が必要ではないかなという気はしています。

(座長)

それは市長が全く同じことを仰っているのですが、じゃあどうするのかという事で、まだ試行錯誤段階なのですが。では順番にお願いします。

(事務局)

局長からミッションとグリップの話がありましたが、それは私も思っていてまして、目的意識というのが個々それぞれ窓口的には持っているのですが、福祉部局以外も含めてトータルで共有がされていないという部分が一番大きいのかなと思います。

ただ、相談の話になりますが、生活困窮の窓口についてはトータルで話を聞きますとなっているが、我々の聞いた感覚で他の部署の相談窓口の方とお話をする、どうもやはり感覚が違うなと。それが何故かという、他のそれぞれの相談窓口の方はそれぞれご自分の仕事を一生懸命やっているが、自分が解決できる場所の話は聞くが、それ以外の話は聞いていませんという事に

なってくるので、その辺で、先程の豊田市の例でもありましたように、引き受け手がないという話が出てくるのかなと思っておりまして。それはもう少し大きな話で見ても同じで、この話は我々が入っているから分かるのですが、多部署の方から見たら一体何の話をしているのか分からないというのが実際のところかなと思っています。それを、目的意識を共有しようとすると、なんとなくソーシャルワークの端っこでも知っているから分かるが、そうでなかったら分からないだろうとなってくると、職員の実際の育成の部分といいますか、市の職員の基礎研修の中にソーシャルワークの部分の一部、触りだけでも入れるという事をしておかないと、なかなかこういう感覚というのは共有できないのかなと感じています。

日々の相談、個別ケースの関係で他部署の方とお話をしていると、どうしてもそういったギャップを感じてしまうので、そこが問題かなとは思っております。以上です。

(座長)

ありがとうございます。

(事務局)

処方箋といっても難しいのですが、私が来た27年は包括支援担当課が初めてできた時だったのですが、正直僕は、なんて統制が取れていない組織なんだというのが第一印象でした。

何をしてきたかを振り返ると、指揮命令系統をしっかりとさせるところを意識してやったとは思っています。正しいかはわかりませんが、先程仰ったシュミレーションワーク、特に虐待や困りごとをしっかりと把握した中でとにかく動けと。あっちの役割こっちの役割と四の五の言う前に全部イニシアチブをとって指示しなさいという形ではやってきたつもりです。

そうすると、意外と流れるんです。溜まっていた血液が、止まっている所をずっと流せば、役所という組織は自分のミッションとなれば動くところなので、処方箋という意味では、指揮命令系をしっかりとさせるところ。豊田市の例で言うと、どこがするか振り合いになっていてということろをいかにそうさせないようにするかということですね。

あと2つ目が、いつも支援で思うのですが、普段の暮らしを幸せに、という福祉の観念はよくわかるのですが、どこまでやればいいのかというのが悩みどころで、やり出したらキリはないと思うのですが、正直弱り待ちという局面に遭遇することが多々あり、認知症でも警察は「早く施設に入れて徘徊しないように」なんて言うのですが、かたやドクターは「徘徊できるまちを目指せ」というように、どこまでやればいいのかと常に疑問を持ちながらやっておりますが、言いたいのは、どこで折り合いをつけるのかというのをコーディネート、ファシリテートする役というのが多分僕らの役割なのだろうなと思っております。以上です。

(事務局)

子育てコミュニティワーカーの話で、これは平成22年に次世代計画を作ったり、21年の条例を作る時にできた仕組みなのですが、出来てから5~6年はうまくいなくて、この2人の職員のうち1人が1年ごとに辞めていくような、結局課題認識がきちんと持っていないければ、何のために何をしたら良いのかがわからないという所があると思います。

ですので、この重層的支援体制整備事業で体制を作ったとしても、その課題認識が甘ければ、機能が発揮できないのかなという風に、先ほども課題を把握しておくべきだと仰られたように、課題認識の部分が、なぜ重層的支援体制整備事業をやっていかなければならないのかという所がすごく大事なかなと思っています。

いくしあを作る時に、福祉、保健、教育という色々な専門職が入ってきたのですが、専門職の方は皆さんとてもまじめで、自分が考えた支援を一生懸命されるのですが、言葉一つにしても文化が違うと言いますか、専門職同士の考えが全然違うので、ケース会議等をすると目指すべき方向性がバラバラになってしまって、皆が同じ方向性を向いて1つの支援をするという所が難しいのだなという事をその時私も学んだという所と、ここに事務局が書かれている課題ではそういった相談が丸投げされないルール作りというのがあるので、今も相談があちこちに振り合いみたいなことが起きているのかなと思うのですが、いくしあのときには総合相談の人が決めたら、有無を言わずそこが頑張るって中心になって引っ張っていき支援をする部署、みたいなルール作りをしました。そんな風に決めたとしても、なぜうちに振るのかという振り合いがまだまだ起こって

たという現状があるのですが、情報の取り扱いも含めてこういった今の課題に対してどんなことをすればいいのかなということを検討できたらという風には思っております。

(事務局)

子どもと高齢の分野が南北に欠けているというようなお話が出たかと思うのですが、確かに南北に子どものケースワーカーが配置されていないということで、いくしあの場所が園田にあるということで、なかなか子どものケースワーカーの方からは地域的な偏りが、なかなか活動範囲が、かなり大庄のほうになると遠くなるという問題があることは、ケースワーカーからは話としては聞いています。

スクールソーシャルワーカーとの連携としては、隣土士の課ということもあり、どちらかという学校は閉鎖的といいますか、なかなか外部から人を取り入れないという所がありますので、そういうスクールソーシャルワーカーさんとの関係性としては、少しずつではありますが構築されていっており、学校に入っていくというのは今の体制は結構やりやすくなっているという風には聞いておりますので、もちろん福祉の分野で南北も大事なのですが、学校との関係性も必要なもので、何をすれば劇的によくなるのかは見えてはいないのですが、少しずつではあるものの改善していけたらと思っております。

(事務局)

障害福祉の分野からこの課題を見た時には、障害福祉は非常に幅広い分野、知識がいることからすると、先程も言われましたように、他のところに比べると色々な窓口の課題を見ているかなと。そうしていくと、やはり他の部署とのお話になったときに、知識差と言いますか、それによってかなり対応の知識が変わってくる。福祉の分野というのは専門職と言いながら、時代に合った形、実践、この2つがないとなかなか伸びない分野だと思います。その中で人事のローテーションを考えるとどうしても10年に新人だと3つ、かつ新人の方がまず福祉に来ることが多い、となると、育成が非常に難しいのが尼崎市の大きな課題なのではないかなと。

福祉職の採用が始まってそういった部分の改善はしてきていると思うのですが、ただ連携を図るということになると、その部分をどうしていくかということをも最初に考えなければ連携できない。知識がないと。その部分を、管理職としてこれからどんな風に進めていけばいいのかが大きな課題だと思っております。

そしてもう1つも先ほど言われていた事と被るのですが、中心選手、誰がどう捌くかという事を早く明確にするという事が大事だなと。ただ、確かに福祉分野以外の分野とどんな風に絡んでいるのかというところで課題はまだ多いと思うのですが、少なくとも福祉分野だけでも、早く中心のところが何処でどう捌くかだけでも、具体的に示すことが出来れば、もう少しこの絵もイメージが湧くものになるのかなと思っております。

(座長)

ありがとうございます。もう最後ですので何かご提案や改めて検討してほしい宿題などありましたら、承りたいと思います。

(委員)

提案事項になるかは分かりませんが、私のところで若年性認知症の支援センターを運営しており、若年性認知症はとりわけ、高齢、障害両方にかかる、あるいは両方から該当するサービスはございませんと断られるケースもあるのですが、尼崎でも何ケースか関わらせて頂く中で、うちの相談員は、地域の住民、包括、障害、社協、そういう専門職と住民で、ご本人を囲んで何度か打ち合わせをさせていただく中で、働けなくなったその方が地域で活躍できる場づくり、機会づくりというのを、今一生懸命地域の協力を得てなさっています。

あるいは、子育ての支援のコミュニティーワーカーさんも、何年か前に取材をさせていただいたのですが、非常にフットワーク軽く、地域の中で自然に入りながらネットワークを作りながら一緒に住民の活動を気持ちよく立ち上げ応援をされている姿を見ると、それぞれの現場で上手くネットワークを作ったり、それを仕組みの手前のところまで持って行っている取組って尼崎は非常に多いのかなというのが私の印象です。

ただそれが、どの仕組みにのっているのかまでは私もヒアリング出来ていないのですが、そう

という意味でいくと、ワーカーの熱意や、ネットワークを活かすという所が非常に地域地域でよく芽生えているのだらうなと思いますので、その辺りの現場の課題や、現場の最前線の方々が困っている所が、もう少し私の中でも落ちてくると一緒に考えやすいかなという感想です。

もう1つは、地域の自治振興や福祉力をあげるという地域づくりのところていくと、先般別の市で話をしているほどと思ったのが、行政の地域担当はその地域の組織の事務局機能を住民が自分たちで担えることが最終目的です。これが地域の自立だと。地域の自立観という所を出し合った時に、それぞれ行政担当者も福祉関係者も自立観が違うというのが見えて来まして、そういう意味でいくと、一緒に連携する仕組みも大事なのですが、何のために地域づくりを支援するのかという、地域の自治力を上げる、福祉力を高めるというのがどういう事なのかという共通認識作りは、支援者側もそうですし、地域側でもこういったネットワーク会議だとか二層三層の協議の場がある中で、少し見える形に、例えば地域福祉計画の策定を進めておられますが、地域でそういった自治計画や、地域別の計画という所に結実するような、何か目標ビジョンなどが見える形で落とし込んでいくという事も一つそういった共有化していくツールになるのではないのかなと思います。

(座長)

地域の自治やまちづくりの目標の共有、見える化ということですね。そのためにどんな風に現場のワーカーや住民が関わって意思決定できるかという話ですね。ありがとうございました。

(委員)

1つが、資料7の検討課題3(1)のところて、既存の地域づくりの事業間の連携方法とあって、これまでの今日の議論の中でも多機関連携をどうするのかという所が話題になったのですが、地域の人達の生活、人生の連続性に着目した連携の在り方や、支援の在り方というのも1つ、仕組みづくりの時に必要なのかなと思います。

前回この会議でも発言させていただいたのですが、障害児はやがて障害者になるとか、乳幼児を子育てしている世帯は小学生の子育て世帯になっていくとか、不登校の子は支援がもしなければそのまま引きこもりになっていくというような、その人のライフの連続性と言いますか、そこをつなぐ、分野ごとの繋ぎだけではなく縦の繋ぎという事も意識した連携の在り方や情報共有、仕組みの在り方というのは大事なのかなというのが1点。

2点目は、これも前回の会議で発言させていただいたのですが、先程ソーシャルワークを知っている人と知らない人で話が通じない、研修の必要性や課題認識をそれぞれの機関で共有できるかどうか重要というご発言も、他の委員の方からもあったと思うのですが、やはりこういった人材をどこに配置していくのが持続可能な仕組みづくりの中ではとても大事で、先程子育てコミュニティワーカーの方についても、最初はなかなか定着しなかったという話もあったのですが、そういったところも含めて、どういう人をどこにどういう形で置いて仕組みを作っていくのかという所、配置した後の研修も含めて少し考えていく必要があるのかなと思いました。

(委員)

シュミレーションワークやソーシャルワークの研修が出てきたので、その1点だけお話させていただきますと、多機関連携の中でソーシャルワーク研修はとても大切になってくると思います。私はこのソーシャルワーク研修は各自治体でよくやっているのですが、やはり部署によってソーシャルワークの文化と言いますか、福祉文化が同じ自治体でも全然違う。特に方法論の違いまで出てくるところがあつて、例えば障害と高齢でこれだけの展開の仕方が違う、言ってみればゴールが違う。

例えば、高齢者ならここまでで良いかみたいな場合と、障害者ならまだまだ人生があるからもう少しここまでいかなければいけないというような場合、一番よく出てくるのが、ソーシャルワークの中で基本になってくる自己決定権の問題で、認知症や精神障害や知的障害の方で自己決定権の捉え方が全然違います。自治体によっては、自己決定は諦めて家族と両方で合意形成する共同決定で持ち込んだり、もしくは全然関係のないキーパーソンが決める代理決定で持ち込むといったような、ソーシャルワークでも全然展開が違ってくるようになってきます。

私はある意味その部署ごとで良いと思う。その部署が長年培ってきたソーシャルワークの方法

論なので、それは尊重すべきだと思うが、もし重層的なソーシャルワークをするときは、各部署がこんな展開やってきましたというのを明確に出して、かつチューニング、波長合わせと言いますが、各部署で落としどころを考えていくような形の事をするとう連携が繋がってくると思う。私は一つ一つの部署のソーシャルワークの今までの展開方法を変えるのは逆に反対です。独自の、その地域でされてきて培ってきた方法論があると思いますので、その部分でチューニング・波長合わせされる方の旗振り役が大切になってくるのか、もしくは最近いくつかでさせていただいているのですが、その部署同士を集めて、こういった展開になるがどう思うかとか、そこで顕著に福祉観など出てきますので、そこら辺で考えてみてもいいのかなと。

特に日本の場合にはタスクいかなくてもプロセスゴールで満足してしまうところが多くて、こんなところまで頑張ったから上手いかなかったけどこれはケースの展開として良いと、それもあるような気がします。最終的に全部が解決するとは限らないので、プロセスゴールを焦点に置き、ここまでいったがこれは上手いかなかった、という形のソーシャルワーク研修みたいなものをされると、多機関連携が少しずつなっていくのではないのかと。だから何か新しい方法論を作るという訳ではなく、各部署が今までされてきた色々な方法論を持ち寄って、お互いの良いところを出し合うというのが一番重層的な形での展開になってくるのではないのかなと思います。以上です。

(委員)

重層的な支援体制の関係、あるいは今回の法改正で厚労省が事例に挙げているケースや自治体がいくつかあるが、その中で僕は豊田と名張に注目をして、前は名張の話はしていませんが。どこに注目したかという、豊田のチャート、支所の構成のところの福祉総合相談課なんです。尼崎にはこれがなく、あるとしたら南北2カ所になっているので、元々福祉分野が福祉事務所を中心にして、やらなければならない事はそこでやれるが、ここで言っている福祉総合相談課というのは、地域づくりと個別援助、個別相談の総合調整みたいな仕事を担わせたいと思って役所側は考えたのではないかと思った。その体制が今の尼崎の組織構成ややり方で言うと何処になるのか、南北がやるのか。例えば地域振興体制の中の豊田の場合は令和2年度から福祉部局経験者を一名増員と書いてあるが、それがどう効果が上がっているのかは別として、そういう視点をもった人を、権限をもった役所のシステムの中に入れて、社協、福祉総合相談課との連携をしながら、あるいは地域で活躍する専門職の方とも連携をとりながらされるのかなというイメージで豊田をご紹介した。

名張の場合は全然やり方も違い、雇われた方は囑託であることも多いのですが、地域ごとに完結する体制を同じように作っている。そこが今回肝なのだろうなと。国が言っている政策の進め方も含めて肝にしているのではないのかなというイメージ。そうすると、尼崎の場合は地域振興体制という形で先行してというか、市長のお考えがあつて目玉がどんと出てきた。その一端を我々が担わせていただいているので、その体制としては次にこういう体制を取らなければ上手くいきませんよというのが、行政の皆さんの討論でも出てきて、我々もそれに対して検討した結果を意見具申で言えたらいいのではないのかなというイメージです。

そのうえで、よくコーディネーターというんだけど、豊田のこの福祉総合相談課の担当者も福祉職で張り付いた地域振興担当の職員も、もちろんスーパーバイズやコーディネートということは意識していると思いますが、日常的に僕はむしろファシリテーションの方が大事なのではないかなと思っている。以上です。

(座長)

色々な多岐にわたる意見が出て、そういう意味ではこの尼崎特有の問題でもあり、且つ国が出してきた新しい宿題でもあるということらへんで、どんなデザインが出来るか、少なくとも今の問題点はどこなのか、組織、それから職員の資質、あるいはそれに至る訓練等、沢山の意見が出ましたので、すぐにまとめるわけにはいかないと思いますが、中核的な機能や総合相談を担えるところ等、具体的な話も出てきましたので、これもまた整理に時間がかかるとは思います、その都度、委員の、何よりも庁内の意見を下地にまとめていただいて、また各委員にはかっただくという形でいきたいとします。

それでは時間となりましたので、第3回市民福祉総合政策学識者会議を閉会します。

以 上